

平成17年(行ウ)第23号公務外認定取消請求事件

原告 大友博子

被告 地方公務員災害補償基金

(処分行政庁)地方公務員災害補償基金宮城県支部長

準備書面(2)

平成18年5月16日

仙台地方裁判所 第1民事部合B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 安西 愈

弁護士 井上 克樹

弁護士 松原 健一

平成18年4月4日第2回口頭弁論における釈明事項につき、被告の主張は次のとおりである。

1 釈明事項1について

市連盟への加盟を義務づける法的根拠はなく、仙台市内の各中学校は、市連盟に加盟するか否かの選択権を有している。市連盟規約は、任意団体である市連盟が自ら定める規程に過ぎず、これにより各中学校に加盟義務が生じると解することはできない。

各中学校において市連盟に加盟するかどうかの判断権者は、明文による定めはないが、学校単位の加盟であるため、学校長であると解される。加盟するかどうかの判断を、いつ、どのような形式で行っているかについては、不明である。

加盟申込書、加盟承認書等の加盟に関する書類はないが、加盟しなければ、大会に参加できないため、実態としては加盟しないということはないと思わ

れる。

なお、実務においては、各中学校からの負担金の納入をもって加盟を確認し、当該納入に係る関係通知等の発出はなされている。

2 釈明事項 2 について

下記のとおり、部活動顧問就任命令が、当該部活動に係る中体連関連業務を担当すべきことを包括的に命ずる職務命令を内包していると解することはできない。

(1) 同(1)について

ア 部活動顧問就任命令によって、顧問は、学校の管理下において行われる部活動における児童等に対する指導業務、対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務を行うことになるが、公務として予定されているのは、この範囲である。

イ 何故なら、市連盟は、任意団体であって、任意団体の定める規約に教員が拘束される理由はないからである。

ウ したがって、市連盟の活動に当該教員が、どのように、どの程度かわっていくのかは、当該教員の裁量によって自主的に判断することであり、学校長が命令しうるものではない。

エ 市連盟は、仙台市教育委員会や学校長の意思から独立して活動するものであって、市連盟がどのような活動をし、当該教員が、これにどのようにかわるのかは、学校長の関与しうるところではない。したがって、仮に、部活動顧問就任命令に、市連盟バドミントン専門部員に就任すべきことが内包されているとすると、従事すべき公務を限定しない、不合理な職務命令であるから、このような職務命令は認められるものではないというべきである。

(2) 同(2)について

ア 前述のとおり、市連盟、さらには県連盟への活動に、どのように、どの程度かわるかは、当該教員の判断に委ねられるものであって、部活動顧問就任命令をもって、役員や委員への就任可能性を包括的に命じたもの(「就任を要請された場合には就任を許可する」又は「就

任を要請された場合には合理的な理由がない限り就任を拒絶してはならない」旨の職務命令)と解することはできない。

イ 市連盟、県連盟への役員あるいは委員への就任は、当然に、役員あるいは委員としての活動を前提にしていると考えられるが、その活動の範囲は予測不可能であり、職務命令と解した場合は、広汎な活動を無報酬で強いる可能性も否定し得ないところであって、このような見解は採用されるべきではない。

証拠方法

乙第3号証 寄附行為・規則・規程集(財団法人日本中学校体育連盟)

以上